

武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年9月武蔵野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(職員の賠償責任の免除) 第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	(職員の賠償責任の免除) 第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	字句の改正

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。